

1. 目 的

国道42号の有田市～海南市間の交通環境の課題解決を図るための一つの施策として、当該区間に並行する「海南湯浅道路」を対象に、弾力的な料金施策（料金の割引）に関する社会実験を実施し、国道からの転換交通の状況、渋滞や交通安全等の交通環境の改善効果についての実験検証を行うものです。

2. 国道42号「有田市～海南市間」の交通状況等

拠点地域間の通勤等における時間短縮を図るため、これまで、交差点の改良や信号機の改善等、交通環境を向上する交通円滑化対策を進めてきた結果、渋滞ポイントの解消や緩和が図られましたが、近年の交通量の増大から小南交差点を始めとして依然渋滞が残っています。

国道42号 交通量 18,700～29,800台/日、混雑度1.41～1.76 （H11センサス）
（湯浅海南道路 交通量 17,100～17,900台/日、混雑度1.36～1.38）
一般的に、混雑度 1.5で渋滞が発生すると考えられています。

〔 渋 滞 〕（平成15年度和歌山河川国道事務所調べ）

北行き交通（平日）

- ・交通のピーク時： 7:00～9:00に渋滞発生
- ・交通状況： 「小南交差点」渋滞長600m、交差点通過時間3分10秒
吉備 海南間平均走行時間 47分（平常時 33分）

南行き交通（平日）

- ・交通のピーク時： 17:00～19:00に渋滞発生
- ・交通状況： 「冷水交差点」渋滞長 460m、交差点通過時間2分58秒
海南 吉備間平均走行時間 46分（平常時 33分）

〔 その他環境 〕（平成15年度和歌山河川国道事務所調べ）

夜間の交通

- ・騒音について、一部の地域で夜間要請限度(70デシベル)を1デシベル程度超過している区間があります。

3. 検討すべき事項

海南湯浅道路

対象区間	国道42号吉備町～海南市間
対象車両	全車種を想定
実施する時期	実施時期及び期間について検討する
時間帯	渋滞緩和の効果が期待できる時間帯を検討する。
割引額	割引額と返金しやすい方法等について検討する。

協 議 会 規 約

(名 称)

第1条 本会は、「国道42号有田海南間渋滞緩和実験協議会」(以下「協議会」という)と称する。

(目 的)

第2条 協議会は、海南湯浅道路における通行料金の低減により、並行する一般国道42号から当該道路への交通転換等を促進し、国道42号の混雑緩和、交通安全等の環境改善の効果等について、料金割引施策の有効性を検証することを目的とする。

(検討内容)

第3条 協議会は、第2条の目的を達成するため、次に掲げる内容を検討する。

- (1) 実験の計画に関する事
- (2) 実験の実施に関する事
- (3) 実験結果の検証に関する事
- (4) その他、協議会の目的達成に関する事

(構 成)

第4条 協議会は別表-1に掲げる委員をもって構成する。
委員の追加変更については、協議会に諮り適宜行うことができるものとする。

(会 長)

第5条 協議会には会長(1名)をおくこととし、委員の互選によってこれを定める。
2. 会長は会を総括し、協議会を代表する。
3. 会長は副会長を指名するものとし、会長の不在に際しては、副会長がその職務を代理する。
4. 副会長は会計を司るものとする。

(協 議 会)

第6条 協議会は、会長が必要と認めた時に招集する。
2. 協議会は、委員の過半数の出席をもって成立する。
3. 協議会は、オブザーバーとして協議会の委員以外の専門家又は関係行政機関の職員の出席を求めることができる。

(事 務 局)

第7条 協議会の事務局は、別表-1のとおりとする。

(規約の改正)

第8条 協議会は、この規約を改正する必要があると認めたときは、委員の同意を得て、これを行うことができる。

(有効期間)

第9条 協議会の有効期間は、協議会の目的が達成するまでとする。

(雑 則)

第10条 この規約に定めるもののほか、本協議会の運営に関し必要な事項は会長が定める。

附則 この規約は、平成16年4月6日から施行する。

国道42号有田海南間渋滞緩和実験協議会 委員

委 員	和歌山河川国道事務所	事務所長	会長 副会長
	和歌山県 県土整備部	道路政策課長	
	和歌山県警察本部	交通規制課長	
		高速道路交通警察隊長	
	海南市	都市建設部長	
	有田市	企画部長	
	下津町	産業建設参事	
	吉備町	建設課長	
	有田郡町村会	事務局長	
	事 務 局	和歌山河川国道事務所	
和歌山県 県土整備部		道路政策課	